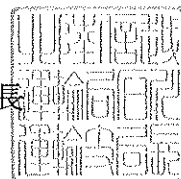




石運輸第488号の2
平成29年9月4日

貨物自動車運送事業者 代表者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添（平成29年8月29日付け北信交貨第81号）のとおり通知がありましたので、了知願います。



北信交貨第 81 号
平成 29 年 8 月 29 日

各運輸支局長 殿

自動車交通部長
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

標記について、自動車局貨物課長から別紙（平成 29 年 8 月 4 日付け国自貨第 60 号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、各関係団体及び事業者に対し周知徹底されたい。



国自貨第60号
平成29年8月4日

北陸信越運輸局自動車交通部長 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

については、貴局においても、適正運賃・料金収受の取組が推進されるよう、貴局管下業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

なお、別添のとおり、公益社団法人全日本トラック協会会長あてに通知したので申し添える。